◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
一〇六六	東千歳駐屯地	千歳市	国有	土地：約二八〇、〇〇〇平方メートル 建物：約一、九〇〇平方メートル 工作物：水道等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和八年九月二日から同月三十日まで 二　収の必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間 陸上自衛隊東千歳駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条四(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
一〇六六	東千歳駐屯地	苫小牧市	国有	土地：約九、一〇〇平方メートル 土地：約二二、〇〇〇平方メートル 工作物：鋪床等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和八年九月二日から同月十六日まで 二　収の必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間 陸上自衛隊東千歳駐屯地（苫小牧西港）の施設の一部を、地位協定第二条四(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。	公有 国有
一〇六九	別海矢臼別大演習場	北海道野付郡別海町	国有	建物：約五〇平方メートル 工作物：照明装置等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和八年九月七日から同月三十日まで 二　収の必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間 陸上自衛隊別海矢臼別大演習場の施設の一部を、地位協定第二条四(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
一〇七〇	釧路駐屯地	釧路市	国有	土地：約八〇、〇〇〇平方メートル 工作物：鋪床等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和八年九月二日から同月十六日まで 二　収の必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間
一〇七七	丘珠駐屯地	札幌市	国有	土地：約九八、〇〇〇平方メートル 建物：約一、八〇〇平方メートル 工作物：水道等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和八年九月七日から同月三十日まで 二　収の必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間 陸上自衛隊丘珠駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条四(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
三〇三五	習志野演習場	船橋市、八千代市	国有	土地：約一、二四一、〇〇〇平方メートル 建物：約一二、〇〇〇平方メートル 工作物：水道等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和八年九月十一日から同月十五日まで 二　収の必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間 陸上自衛隊習志野駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条四(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
三一八九	朝霞駐屯地	朝霞市、和光市、東京都練馬区	国有	土地：約一、九〇〇平方メートル 建物：約一二、〇〇〇平方メートル 工作物：水道等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和八年九月八日から同月二十四日まで 二　収の必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間 陸上自衛隊朝霞駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条四(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
三一九三	浜松飛行場	浜松市	国有	土地：約六〇〇、〇〇〇平方メートル 建物：約二二〇平方メートル 工作物：門等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和八年九月四日から同月十一日まで 二　収の必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間 陸上自衛隊釧路駐屯地（釧路港）の施設の一部を、地位協定第二条四(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。